

議案第56号

杉並区個人情報保護条例及び杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供
に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年9月9日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区個人情報保護条例及び杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供
に関する条例の一部を改正する条例

第1条 杉並区個人情報保護条例（昭和61年杉並区条例第39号）の一部を次の
ように改正する。

第15条の2中「第19条第15号」を「第19条第16号」に改める。

第24条第3項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を
「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。

第2条 杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年
杉並区条例第38号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第5条第1項中「第19条第10号」を「第19条第11号」に改
める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部
が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を図る必要がある。

杉並区個人情報保護条例及び杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供
に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

第1条による改正（杉並区個人情報保護条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(管理特定個人情報の提供に係る報告)</p> <p>第15条の2 前条第4項及び第5項の規定は、番号利用法<u>第19条第16号</u>の規定に該当する場合にした管理特定個人情報の提供（本人の同意があるものを除く。）について準用する。</p> <p>(決定後の手続)</p> <p>第24条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 実施機関は、第1項の規定により情報提供等記録の訂正をした場合において、必要があると認めるときは、その旨を<u>内閣総理大臣及び番号利用法第19条第8号</u>に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は<u>同条第9号</u>に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号利用法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号利用法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、書面により</p>	<p>(管理特定個人情報の提供に係る報告)</p> <p>第15条の2 前条第4項及び第5項の規定は、番号利用法<u>第19条第15号</u>の規定に該当する場合にした管理特定個人情報の提供（本人の同意があるものを除く。）について準用する。</p> <p>(決定後の手続)</p> <p>第24条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 実施機関は、第1項の規定により情報提供等記録の訂正をした場合において、必要があると認めるときは、その旨を<u>総務大臣</u> 及び番号利用法<u>第19条第7号</u>に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は<u>同条第8号</u>に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号利用法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号利用法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、書面により</p>

通知しなければならない。

通知しなければならない。

第2条による改正（杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び<u>法第19条第11号</u>の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 <u>法第19条第11号</u>の規定により特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>2 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び<u>法第19条第10号</u>の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 <u>法第19条第10号</u>の規定により特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>2 略</p>